

事案の概要

第1 勧告の内容

- 1 今後、適切な燃料調達に継続して努めるとともに、燃料消費を抑制する合理性が認められないにもかかわらず恣意的な出力抑制を行わないこと。
- 2 今後、関係するインサイダー情報を公表することなく、燃料消費を抑制することを目的として、発電ユニットの限界費用に比して高い価格での差し替え買いを行わないこと。
- 3 令和4年10月21日入札未達につき、以下の内容をはじめとする再発防止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。
 - (1) 入札業務を確実に入札期限までに終わることができるよう、業務の体制や工程を見直すこと。
 - (2) 入札システム上で問題となる事象が生じる事態を最小化できるよう、入札システムの機能向上を継続して検討すること。
 - (3) 入札業務及びこれに関連する需給管理業務を不測の事態においても効率的に行うことができるよう、マニュアルを見直すこと。
- 4 教育・研修等を通じて、本件に関して講じた措置の内容及びコンプライアンスの重要性に関して自社役員及び従業員に周知徹底するとともに、遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- 5 前記1ないし3に基づいて講じた措置及び前記4に基づいて実施した周知について、令和5年4月30日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

第2 勧告の理由

1 前提となる事実

(1) 高値買い入札による電源差し替え

ア 令和4年度秋期 玉島発電所 重油消費抑制（以下、「事案①」という）

中国電力株式会社（以下、「中国電力」という）は、令和4年度秋期において、内航船を活用した輸送力に限界があったため、玉島発電所3号機（以下、「玉島3号」という）による供給力をスポット市場調達により差し替えることで燃料（重油）消費を抑制することを目的として、同年10月13日、玉島3号限界費用を超える高値での買い入札価格による電源差し替えすることと判断し（本書においてこのような燃料消費抑制目的での高値買い入札による電源差し替えを「戦略買い」という）、同月18日から29日までの計10日間（入札未達があった同月21日分を含めれば11日間）の引き渡し分においてこれを実施した。

この入札価格は、冬季に向けた重油の燃料在庫を確保するため、重油火力抑制時に同社における代替供給力となるLNG火力発電の限界費用以下であれば経済合理性があるとの考えから、以下の範囲で決定していた。

玉島3号の限界費用 < 入札価格 ≤ 代替LNG火力発電所の限界費用

イ 令和3年度春期 水島基地 LNG消費抑制（以下、「事案②」という）

中国電力は、令和4年3月4日時点で生じた在庫払底の懸念を踏まえ、在庫払底を回避すべく、LNG 火力発電ユニットである水島発電所3号機（以下、「水島3号」という）、玉島発電所1号機（以下、「玉島1号」という）の燃料消費を市場調達により抑制することを目的とし、同年3月4日、戦略買いの実施を判断し、同月6日から8日の計3日間の引き渡し分についてこれを実施した。

この入札価格は、同年2月末以降のウクライナ情勢悪化等によりアジアにおけるLNG スポット調達価格は高騰していたことを踏まえ、燃料在庫が払底し供給力が不足するコマが生じた場合には市場価格に関わらず市場から調達する必要があることを考慮して確実に調達できるように入札価格を設定すべきと考えたため、以下の範囲で入札価格を決定していた。

LNG 火力の限界費用 < 入札価格 ≤ 市場想定価格（至近の市場最高値）

ウ 令和3年度秋期 柳井基地 LNG 消費抑制（以下、「事案③」という）

中国電力は、令和3年9月から10月にかけて、複数の石炭火力の計画外停止やスポット市場高騰による売り入札約定量の増加によりLNGの燃料消費が想定より増加したことに対応するため、同年10月後半から市場調達による柳井LNG 火力発電ユニットの燃料消費を抑制することを目的として、同年10月18日に戦略買いの実施を判断し、同月20日から同年11月6日の計18日間の引き渡し分についてこれを実施した。

この入札価格は、LNG 追加調達価格に基づく限界費用以下であれば経済合理性があるものと判断したため以下の範囲で決定していた。

柳井LNG 火力の限界費用 < 入札価格

≤ LNG 追加調達価格に基づく柳井LNG 火力の限界費用

(2) 令和4年10月21日における誤入札について

令和4年10月20日朝の中国電力における社内会議に通常よりも時間を要したことに加え、翌21日受渡し分スポット市場入札において戦略買いが必要と判断したところ入札単価の設定に多くの時間を要し、入札期限直前に同社システムにおいて入札を実行したものの通信接続処理が追いつかなかったため、東京エリア分以外の入札処理が完了しなかった。結果として、入札予定量の大部分（売り入札量 16.95GWh・買い入札量 41.22GWh（いずれも中国・四国エリア））を入札することができなかった。

上記入札が適切に実行されていた場合の約定結果についてシミュレーションを行った結果、同日の全てのコマにおいて、約定価格に数円から数十円程度の影響が生じたことが確認された。

2 電気事業法上勧告の対象であること

(1) 各戦略買いについて

卸電力市場におけるインサイダー情報の公表を行わないこと及びインサイダー取引は、市場に対する信頼を損なうものであり、電気事業法に基づく当委員会による業務改善勧告の対象となり得る（適正な電力取引についての指針（令和4年11月14日。以下、「指針」という）第二部Ⅱ2（3）イ①・②参照）。

中国電力による上記戦略買いは、以下のとおり、同指針における「インサイダー情報」

について「適時の公表を行わないこと」に該当し、また、「業務上インサイダー情報を知った電気事業者」が「インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為」に当たる点でインサイダー取引に該当する。

ア 事案①について

まず、差し替え対象となる玉島3号は、「認可出力 10 万 kW 以上の発電ユニット」に該当する。次に、戦略買いによる出力抑制は、対象ユニットにつき日々の需給に合わせて低下させたものではなく、限界費用に比して高い価格を入札することで意図的に出力を抑制させたものである点で、「出力低下」に該当する。また、同社にとって戦略買いを実施することの決定は、特定のユニットの燃料消費抑制の実施を相当程度の確実性をもって判断したものであったと言えるため、遅くとも戦略買い入札を内部で意思決定した時点で、戦略買い入札の約定とそれによる出力低下が「合理的に見込まれる」に至ったと認められる。そして、同社において 24 時間以内に合計 240 万 kWh 以上の入札を実施し出力低下を見込んでいたのは、戦略買いを実施した 10 日間(入札未達となった同年 10 月 21 日分を含めれば 11 日間)のうち同年 10 月 22 日を除いた 9 日間であり、当該 9 日間分について、「継続する 24 時間以内における合計 240 万 kWh 以上の」出力低下を見込んでいたこととなる。このため、当該 9 日間分における戦略買い実施の意思決定の時点で、出力低下に関するインサイダー情報に該当する。

それにもかかわらず同社は、当該出力抑制の情報を速やかに公表することなく、自社のみが当該情報を知っている状態で、戦略買いのためスポット市場への入札を実施した。これは、他の市場参加者が、適切な入札価格の設定や、他の調達方法の検討など、正確な情報に基づく適切な判断を行う機会を不当に奪うものであり、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあるものである。

したがって、本事案において出力低下を公表することなく戦略買いを実施した行為は、指針上業務改善勧告の対象とされているインサイダー情報の公表を行わないこと、及び、インサイダー取引に該当する。

イ 事案②について

まず、差し替え対象となる水島3号及び玉島1号は、「認可出力 10 万 kW 以上の発電ユニット」に該当する。次に上記アと同様、意図的に出力を抑制させたと認められる点で「出力低下」に該当する。また、価格設定についても、差し替え対象ユニットの限界費用に比して高い、市場想定価格（至近の市場最高値）以下で設定しており、同社は確実に調達できるようこのような入札価格を設定していたことからすれば、確実にユニットの燃料消費抑制をするため出力低下を実施しようとしていたものであったと言え、遅くとも戦略買い入札を内部で意思決定した時点で、戦略買い入札の約定とそれによる出力低下が「合理的に見込まれる」に至ったと認められる。そして、24 時間以内に合計 240 万 kWh 以上の入札をした日及びユニットは、令和 4 年 3 月 6 日の水島3号、同年 3 月 7 日の水島3号・玉島1号、及び同年 3 月 8 日の玉島1号であり、当該入札分について、「継続する 24 時間以内における合計 240 万 kWh 以上の」出力低下を見込んでいたこととなる。このため、当該 3 日間分における戦略買い実施の意思決定の時点で、出力低下に関するインサイダー情報に該当する。

それにもかかわらず同社は、当該出力抑制の情報を速やかに公表することなく、自社のみが当該情報を知っている状態で、戦略買いのためスポット市場への入札を実施した。これは、他の市場参加者が、適切な入札価格の設定や、他の調達方法の検討など、正確な情報に基づく適切な判断を行う機会を不当に奪うものであり、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあるものである。

したがって、本事案において出力低下を公表することなく戦略買いを実施した行為は、指針上業務改善勧告の対象とされているインサイダー情報の公表を行わないこと、及び、インサイダー取引に該当する。

ウ 事案③について

本事案においては数日間における出力低下の事実はあるものの、当時の指針（令和3年11月5日改定前）においては、「10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続すること」がインサイダー情報の要件として求められていたところ、1日を通して10万kW以上の戦略買入札を行っていた日は確認できなかったため、「10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続すること」には該当せず、インサイダー情報に当たらない。

ただし本事案は、燃料払底の具体的なおそれが存在しないままに戦略買いによる出力抑制を行うものであり、燃料制約の合理性が認められないとみられるにもかかわらず燃料制約による出力低下と同様の効果を有する行動であった。このような客観性を欠く恣意的な入札行動は、相場操縦の意図を有していたとは直ちに認められないとしても、卸電力市場の透明性により市場の信頼を確保する観点からは望ましい取引とは言えない。

(2) 令和4年10月21日受渡し分の入札未達

当該入札未達は同社が本来の意図と異なる入札行動（誤入札）を生じさせたものであり、市場相場を変動させる意図は確認されなかった。

もっとも、たとえ意図しない誤入札であったとしても、上記のとおり実際に約定価格や約定量に影響を及ぼしている上、本件とは別に令和4年9月16日受渡し分においても同様に予定していた入札ができなかった事案があり、これに対して当委員会事務局より文書による指導を実施したところであったことから、卸電力市場に参加する者の市場に対する信頼を損ねかねず、電力の適正な取引を確保する点で問題のある事態であると考えられる。

3 勧告の必要性

本件における中国電力の行為に関する問題点は以下のとおりである。

- (1) 戦略買い事案のうち事案①及び事案②については、インサイダー情報の不開示及びインサイダー取引に該当すること。
- (2) 燃料制約の合理性が認められないとみられるにもかかわらず恣意的に燃料制約による出力低下と同様の効果のある行動を取っていた点で、戦略買い事案のうち事案③については、卸電力市場の透明性により市場の信頼を確保する観点から望ましいとは言えないこと。

(3) 令和4年10月21日の入札未達についても、相場操縦に当たらないものの、市場の信頼を確保する観点から問題があること。

以上のいずれの問題点についても、市場参加者の卸電力市場に対する信頼の確保の観点から問題がある。

特に、上記(1)については、同社のみがインサイダー情報を公表しないまま関連する取引を行うことでスポット市場における健全性と公正性を損なうおそれがある行為であり、これにより生じる出力低下情報は卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす情報であった点で市場参加者の市場に対する信頼の毀損の程度は大きかったと言える。また、特に事案②においては確実に調達できる価格で入札している認識があった事からすれば意図的に燃料制約と同等の効果を有する行為との認識を有していたと言える上、このような行為を同社の担当部門内の複数のグループが共同して組織的に実施していたことに加え、同様の行為は令和3年10月から令和4年10月まで習慣的に実施されていたことに鑑みれば、同社における将来の卸電力市場の透明性阻害行為を抑止する必要性は高い。

また、(2)についても、相場操縦の意図を有していたとは直ちに認められないとしても、上記のとおり、適正な電力取引の観点から望ましい取引とは言えない。資源エネルギー庁の需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン（令和3年10月25日）では、同社を含む旧一般電気事業者は燃料制約を発生させないような調達努力が求められるとされており、燃料在庫が払底する具体的なおそれがないままに出力低下を行うことは避けるべきであることからすれば、上記(1)に加えて、今後同様の出力低下がなされることを抑止する必要がある。

さらに、上記(3)についても、(1)の戦略買いを行おうとしなかった場合には自己約定想定は生じず、入札未達も生じなかったと考えられるため、戦略買いと当該入札未達には強い関連性があったと言える。このことに加え、上記のとおり実際の約定価格・約定量に影響を及ぼしていることや、短期間に同様の入札未達を生じさせていることに鑑みれば、今後同様の事態が再発する可能性は高く、これを防止するための体制の整備を要請する必要がある。

よって、電力の適正な取引の確保を図るため、上記第1記載の措置を講ずるよう勧告する。